

税の申告が始まります

今年も所得税の確定申告、市・県民税申告の季節を迎えました。市が行う申告相談会を、2月7日(木)から3月15日(金)まで開催します。

■市の相談会場で申告する人へ

- 青色申告者と初めて住宅借入金特別控除を受ける人は、税務署で確定申告してください
- 事業所得や不動産所得などのある人は、事前に記帳の整理をしてください
- ※記帳の整理ができていない場合、スムーズな申告ができません
- 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書の整理・集計をお願いします
- 申告内容によっては、市の相談会場で受け付けることができないものがあります
- 確定申告が必要な人
- 事業所得や不動産、配当、その他の雑所得、一時所得、不

■市・県民税の申告が必要な人

- 平成31年1月1日現在、長門市に住んでいる人は、原則として申告をしなければなりません
- 収入が何もなく、誰にも扶養されていない人が申告をしないと、国民健康保険などの各種保険料や、保育園・公営住宅などの料金が正しく算定できず、各種給付などの行政サービスを適切に受けられない場合があります
- ※障害年金や遺族年金のみといった人も申告が必要です
- 給与所得のみで年末調整の済んでいる人や収入が公的年金のみの人で、給与や公的年金の源泉徴収票の内容に変更(所得控除の変更)がある人
- 市・県民税の申告が必要ない人
- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得のみで年末調整の済んでいる人
- 収入が公的年金のみで、公的

■市・県民税の申告が必要な人

- 平成31年1月1日現在、長門市に住んでいる人は、原則として申告をしなければなりません
- 収入が何もなく、誰にも扶養されていない人が申告をしないと、国民健康保険などの各種保険料や、保育園・公営住宅などの料金が正しく算定できず、各種給付などの行政サービスを適切に受けられない場合があります
- ※障害年金や遺族年金のみといった人も申告が必要です
- 給与所得のみで年末調整の済んでいる人や収入が公的年金のみの人で、給与や公的年金の源泉徴収票の内容に変更(所得控除の変更)がある人
- 市・県民税の申告が必要ない人
- 所得税の確定申告をする人
- 給与所得のみで年末調整の済んでいる人
- 収入が公的年金のみで、公的

確定申告、市・県民税申告に必要なものチェックリスト

チェック	対象	必要なもの
	全員	①マイナンバーカード もしくは ②マイナンバー通知カードと免許証や保険証などの身分の確認ができるもの 認印 給与や公的年金の源泉徴収票(原本)
	各種事業所得のある人	各種収支内訳書(帳簿の記帳を済ませて収入・経費ごとに集計、領収書は必ず持参)
	農業、不動産などの事業用固定資産償却費がある人	昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税明細書
	社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人	各種支払証明書や領収書
	障害者控除を受ける人	障害者手帳など
	2年目以降の住宅借入金等特別控除を受ける人	住宅借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除証明書
	医療費控除を受ける人	領収書や支払証明書(医療を受けた人や医療機関ごとに整理・集計すること)、医療費通知
	所得税が還付される人	本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

年金の源泉徴収票の内容に変更のない人
更のない人

問い合わせ
所得税などについて
長門税務署(確定申告テレフォセンタール) TEL 22-2441
※選択ナンバー 0(ゼロ)
市・県民税について
税務課市民係
TEL 23-1124

平成31年度 市・県民税申告相談日程

月日	曜	会場	午前(9時~12時)		午後(13時~16時)		
			午後(13時~16時)				
2/7	木	三隅支所	野波瀬(1~7班)		野波瀬(8~15班)		
8	金		滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樺の木、麓		宗頭、兎渡谷		
12	火		上中小野、辻並、大竹		下中小野、正楽寺、生島		
13	水		浅田		市、久原		
14	木		三隅中村		湯免、土手、津雲、飯井		
15	金		小島、二条窪		向山、平野		
18	月		豊原(上蓼原・下蓼原、片川、新町、駅前)		豊原(東、沖、上、中、下、西)		
19	火		上東方、下東方、殿村新開、向開作		沢江、上ゲ		
20	水		通出張所	通1~4区		通5~8区	
21	木			通9~12区		通13~16区	
22	金	仙崎公民館	祇園町区、南町区、栄町区		本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区		
25	月		鍛冶屋町区、中新町区、新町区、幸町区、旭町区		錦町区、新屋敷町区、新開町区		
26	火	俵山公民館	木津区、郷区		黒川区、大羽山区		
27	水		小原区、湯町区		上政区、上安田区、下安田区、七重区		
28	木	物産観光センター	山小根区、渋木中区、大埴区、坂水区		渋木1~3区、真木区		
3/1	金		青海区		大日比区、大泊区		
4	月		鳥越1区・2区		白濁1区・3区		
5	火		中山区		藤中区、白濁2区		
6	水		田屋区		正明市1~5区		
7	木		上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区		後ヶ迫区、開作区、境川区		
8	金		緑ヶ丘区、駅前区、湊1東区、湊1西区		湊2区、湊中央区、湊3区		
11	月		板持1区・4区		板持2区・3区		
12	火		上川西2区・3区		上川西1区		
13	水		殿台区、小河内区、大河内区		江良区 ★時間延長(全地区対象 16時~19時)		
14	木		河原区、三ノ瀬区		門前区、湯本区 ★時間延長(全地区対象 16時~19時)		
15	金		予備日(指定日に来れない人:全地区)				
2/7	木		宇津賀集落センター	東立石、西立石		大畠、青村	
8	金			上津黄、東津黄、西津黄		東後畑、小田	
12	火		向津具公民館	大浦東		大浦西、油谷	
13	水	大和、南方、本郷		山崎、水岬、上野西			
14	木	油谷支所	田久道、白木		久津		
15	金		中ノ森、川尻東		上野東、川尻西		
18	月		稲石、新別名		駅通、大迫		
19	火		東大坊、坂根、山根、二ノ瀬		芝崎、大坊、田上、人丸		
20	水		亀田、植松、荒人		長久、杣地、有宗、広中		
21	木		札幌、河原浦、大江		浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場		
22	金		上り野、前方、須方、綾湖、貝川		上蔵小田、下蔵小田		
25	月		油谷中畑、渡場、掛淵		赤屋、木吹、大川尻		
26	火		古市新町、古市原小路、新市		古市上、古市下、畑、国広、農土園		
27	水		黄波戸口、堀田、亀山		亀山団地、大内山上、大内山下		
28	木	日置支所	黄波戸1~5区		長崎、矢ヶ浦、茅刈		
3/1	金		上城、小野地		狩宿、一円		
4	月		向田、川原、日置中村		真口、東坂本、西坂本		
5	火		炭床、北山、野田北、野田南、雨乞		長行		

※ 申告期間中、市役所税務課や各支所での申告相談はできません
※ 今回の申告から大日比区・大泊区・青海区の方は相談会場が物産観光センターに変更となっています

チェックポイント1 マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

成りすましなどの被害を防止するため、申告にはマイナンバー(個人番号)による本人確認が必要となります。
①「マイナンバーカード」の提示
②「マイナンバー通知カード」とあわせて運転免許証、健康保険証、パスポートなどの提示
※ 申告書には、配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーも記載しますので、事前にナンバーを確認の上、会場にお越しください

チェックポイント2 配偶者控除、配偶者特別控除の要件が変わります

平成30年分以後は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者(特別)控除は受けられません。
また、平成30年分以後は、配偶者特別控除の配偶者の所得要件が38万円超76万円以下から38万円超123万円以下となります。納税者本人のその年の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なりますので、ご注意ください。